

福祉サービス第三者評価の結果

1 評価機関

名称： コスモプランニング有限会社	所在地： 長野市松岡1丁目35番5号
評価実施期間： 令和4年9月20日から令和5年1月12日まで	
評価調査者（評価調査者養成研修修了者番号を記載） B18016、050482	

2 福祉サービス事業者情報（令和4年11月現在）

事業所名： (施設名) 信濃学園	種別： 指定福祉型障害児入所施設		
代表者氏名： (管理者氏名) 理事長 和田 恭良 所長 辻 久明	定員（利用人数）： 30名(29名)		
設置主体： 長野県	開設（指定）年月日： 昭和26年4月1日		
経営主体： 社会福祉法人 長野県社会福祉事業団			
所在地：〒390-1401 長野県松本市波田4417番地8			
電話番号： 0263-92-2078	FAX番号： 0263-92-5729		
電子メールアドレス： —			
ホームページアドレス： https://nagano-swc.com/shinano/			
職員数	常勤職員： 36名 非常勤職員： 5名		
職員	(専門職の名称) 名		
	・ 所長 1名	・ 児童発達管理責任者・支援課長 1名	
	・ 医師（嘱託医） 2名	・ 支援調整担当 1名	
	・ 看護師 1名	・ 主事 2名	
	・ 管理栄養士 1名	・ 支援員 30名	
施設・設備 の概要		・ キーパー 2名	
	(居室数)	(設備等)	
	・ 個室 … 20室	・ 作業室・訓練室…5室	・ 食堂… 4室
	・ 二人室… 5室	・ 家庭生活室…2室	・ 浴室…5室
		・ 洗面所…5室	・ トイレ…5室
	・ 保健室…1室	・ 静養室…2室	

3 理念・基本方針

<p>○社会福祉法人長野県社会福祉事業団の理念 誰もが笑顔で輝く社会を創造します</p> <p>○社会福祉法人長野県社会福祉事業団の経営方針 (1) 事業団は、利用者及び地域住民から信頼され選ばれる法人を目指します。 (2) 事業団は、自立的経営基盤の確立を図ります。 (3) 事業団は、人材の確保と定着に努めます。</p> <p>○信濃学園「さわやか宣言 21」（職員行動指針）</p> <p>私たちは、誰もがかけがえのない人生をより豊かに生きていける、個人の尊厳と平等に立脚した社会の実現を願っています。 どんなに重い障がいのある利用者であっても、一人ひとりの生き方が大切にされ、豊かで</p>

輝いたものでありたいと（あってほしいと）考えます。

学園は、障がいのある利用者の限らない成長、発達のための支援と家庭への支援という専門的役割を担っています。

私たち職員は、県民のニーズに応えながら、利用者が主役となる新しい時代にふさわしい施設づくりに努めなければなりません。

私たち職員は、利用者の人格及び尊厳を尊重して接することを基本とし、障がいのある利用者の支援者としての役割を自覚して、いつも利用者の笑顔が輝くより豊かな生活を創りあげていくために、この「職員行動指針」を作成し、日々実践することを宣言します。

基本理念

- 1 私たち職員は、障がいのある利用者一人ひとりが、かけがえのない人生を歩んでいることを認識し、その個性と人格を尊重した支援を進めます。
- 2 私たち職員は、利用者に障がいがあっても限りなく成長、発達していくことを理解して、いつまでも励ましや賞賛を忘れません。
- 3 私たち職員は、常に支援者としての立場を自覚して利用者と共に行動し、快適に暮らせる施設づくりに努めます。
- 4 私たち職員は、県立施設としての役割と専門性を認識し、保護者をはじめ関係機関や地域住民、ボランティアと手を携えて、地域と共に歩む施設づくりに努めます。
- 5 私たち職員は、支援者としての専門性を高めるため、常に研鑽に努めます。

行動指針

（人権の尊重）

- 1 職員は、利用者に対していかなる理由があっても、体罰は一切しません。
- 2 職員は、利用者に対してからかい、侮蔑、嘲笑などの差別的な態度はとりません。
- 3 職員は、利用者の人格を尊重した呼称を使います。愛称、呼び捨て及びあだ名では呼びません。
- 4 職員は、利用者への支援に当たっては、プライバシーの保護に配慮します。
（例 — 着替えや排泄、入浴の際は、扉やカーテンを閉めるなど）

（利用者が生活の主役であるために）

- 5 職員は、支援者として利用者が安心感を持てるような態度で臨みます。（命令的や否定的な言葉を慎みます。職員側に落ち度がある時は謝罪します。むやみに大声で注意したり呼びつけたりしません。）
- 6 職員は、利用者の個々の性格や生活のペースを尊重し、一方的な理由で行動を強要しません。（例 — 移動する時は、むやみに押したり引っ張ったりしないなど）
- 7 職員は、利用者の長所やがんばりなどを積極的に認め、自立していこうとする力を支援します。
- 8 職員は、利用者が楽しい雰囲気の中で生活できるように工夫して取り組みます。
（例 — ゆとりある食事、入浴、自由時間など）

（一人ひとりの利用者にふさわしい支援）

- 9 職員は、利用者一人ひとりの障がいや能力に応じた個別の支援計画を充実させて支援を進めます。
- 10 職員は、青年期にある者に対しては、大人としてふさわしい日課や社会性を広げるための活動を工夫して支援します。
- 11 職員は、利用者の健康管理、安全確保、体力に配慮した支援に努めます。
- 12 職員は、利用者が不安定の時や興奮した状態にあるとき、感情的にならず行動の背景を理解し、冷静に対応します。
- 13 職員は、意思疎通の困難な利用者について、個別にコミュニケーション手段を工夫するなどして意思伝達能力の向上を図ります。
- 14 職員は、利用者の自傷、他害その他の危険な行為を防止するときには、必要最低限の抑止にとどめます。

15 職員は、利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ず特別な規制をする場合は、信濃学園が定める判断基準に基づき必要最低限にとどめるとともに、保護者に十分な説明を行い同意を得ます。

(利用者、保護者に対する情報の提供)

16 職員は、利用者の個別の支援計画、支援の状況、生活の状況に関する情報は常に保護者と共有し、共同して支援に当たります。

17 職員は、利用者に対して、できるだけわかりやすい形で学園の日課、行事予定、職員の勤務などの情報を伝えます。

(地域の中の施設として)

18 職員は、学園が常に利用者の保護者をはじめ、関係機関や地域住民から支えられていることを認識し、開かれた施設づくりに努めます。

19 職員は、県立の専門的機関としての役割を認識し、家庭支援をはじめ県民のニーズに応えられる利用しやすい施設づくりに努めます。

(支援の専門職であるために)

20 職員は、利用者の援助の専門職としての誇りと自覚を持ち、自己研鑽を積むとともに、職員集団としての支援技術、資質の向上に努めます。

21 職員は、この宣言をより実践的な宣言とするために、各自自省に努め、職員会において実践されているかを相互に確認します。

4 福祉サービス事業者の特徴的な取り組み

当信濃学園は県内唯一の知的障がい者を主とする福祉型障害児入所施設として様々な障がいを持つ児童が入所し、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識や技能の提供を受ける施設として支援機能の充実と、地域に開かれた施設を目指している。

学園は児童憲章と社会福祉事業法が制定された意義深い年である昭和26年(1951年)4月に知的発達に遅れのある利用者の健やかな成長と幸せを願い県立県営の施設として50人定員で開設され、昭和59年(1984年)12月に現在地に新築移転し定員を60人に変更した。その後、障がい児療育相談事業や短期入所訓練を開始し、また、利用契約制を導入し、平成20年4月定員を現在の30名とした。平成23年4月、指定管理者制導入により社会福祉法人長野県社会福祉事業団が運営を受託すると同時に4ユニット制も導入している。また、学園では松本養護学校と連携しながら利用者の生活のオン・オフのメリハリをつけ、小集団による生活を通し、更に、専門的療育を実施しながら利用者の地域生活への移行がスムーズにできるように支援しており、令和3年度には18歳以上の利用者1名と高校卒業生4名の地域移行を実現させている。

学園を運営する社会福祉法人長野県社会福祉事業団は長野県内を6ブロックに分け合計28施設・事業所を運営しており、学園は松本ブロックの中核として他の「松本あさひ学園」「松本ひよこ」、「大北圏域障害者就業・生活支援センター」「松本児童家庭支援センターあいく」と協働し、松本・大北地域の障がい児や障がい者の生活の充実と福祉サービスの向上のために地域の関係機関や福祉に関わる人々との連携を強化している。

学園の周辺は南に隣接する県立の児童自立支援施設波田学院との境界林を除くと住宅地で、松本市街地から上高地へ向かう国道158線沿いに平行する松本電鉄上高地線下島駅から徒歩数分の場所にあり、JAの機械センターやライスセンター、直売所などがある。また、地元「波田20区町会」との関わりも密接で、新型コロナ禍の影響を受け自粛せざるを得なくなっているが、例年であれば育成会行事や「さいさい祭り」、「地区子ども祭」、「もちつき大会」などに利用者が参加し楽しんでいる。現在地へ移転してから38年を経ており、地元社会福祉協議会などの依頼に応じ学園の職員が障がいについての啓蒙活動などに加わったことから町内の人々の福祉全般に対する理解は深く、こちらも新型コロナ禍の中、現在、中止という残念な状況にあるが施設へのボランティア登録や防災訓練時の協力等へと繋がっている。

平成24年(2012年)4月に改正児童福祉法が施行され、障害児入所支援については「福祉型障害児入所施設」と「医療型障害児入所施設」の二つに分けられ、現在、学園は「福祉型障害児入所施設」としての指定を受け、「施設入所支援(児童)」29名、「短期入所支援」1名の受け入れが可能で、「日

中一時支援」の指定も受け、定期的に利用する障がい児もいる。職員の体制も41名おり、それぞれの専門職を配置し密度の濃い入所支援及び日中活動支援に当たっている。

現在、県内各地からの29名の利用者が生活しており、男性19名、女性10名の内訳で、平均年齢が14.4歳、在籍年数の平均が4.7年、障がい者区分はA1が15名、B1が10名、B2が4名と、生活全般に常時援助が必要な重度の利用者と日常生活に援助が必要あるいは日常生活はできるとする中度・軽度の利用者のウェイトがほぼ同数となっている。

学園の「施設入所支援」では身体や知的、精神に障がいのある児童を対象に主に夜間と土日祝日(昼間)に、入浴、排せつ及び食事等の支援、生活等に関する相談及び助言、その他、必要な日常生活上の指導及び自活に必要な知識や技能を提供している。

「短期入所支援」は在宅の障がい児が保護者等の支援を受けられず一時的・短時間の入所希望者を受け入れるもので、障害支援区分1以上の利用者を対象に入浴、排せつ及び食事等の支援を行っており、保護者等のレスパイト(休息)としての役割も担い、市町村等からの依頼で緊急一時保護的なケースも受け入れている。このサービスを利用する実人員は年間で5名(令和3年度)となっている。

「日中一時支援」は日中において支援する保護者等がおらず、一時的な見守り等が必要な障がい児の日中における活動の場を確保し、障がい児等の家族の就労支援及び一時的な休息を図るもので、このサービスを利用する実人員も年間で7名、延時間41時間(いずれも令和3年度)となっている。

学園では指定された事業のほか心身の発達に心配のある子どもとその家族の方を対象とし、家庭での療育にヒントを得ていただくための療育相談事業「こまくさ教室」を経験豊かな言語・運動・自閉症発達障がいなどの専門家の協力を得て開催しており、新型コロナウイルス禍の中、巡回相談は新型コロナウイルス感染防止対策上から中止とせざるを得なく、学園を主たる実施場所とし、令和3年度年間で6回行い、また、オンラインで開催した公開講座には69名の参加があり、好評をいただいたという。

こうした流れも踏まえ、法人として本年度から5ヵ年計画としての「第4次中期構想～新たな事業団創造プラン～」を策定しており、また、当学園についても長野県の第3期指定管理(5年間)の2年目を迎えており、「小集団のユニットでの生活をとおして、家庭的な『暮らし』の創生や社会体験等の充実を図ります」「利用者や保護者の意見・要望に耳を傾け、一人ひとりのニーズに合わせた個別支援計画を策定し、専門的支援の充実に努めます」「地域生活移行に向け、家族をはじめ児童相談所や学校、市町村等の関係機関、及び地域との連携を強化します」「セーフティネット機能の充実を図るとともに、在宅障がい児への療育相談・支援に努めます」とし、利用者一人ひとりがいつでも生活の主役であるために、一人ひとりの人権を尊重しつつニーズや課題にも適切に対応し、利用者や保護者、関係機関の期待に応えことのできる施設運営に努めている。

5 第三者評価の受審状況

受審回数(前回の受審時期)	6回目(前回は平成30年度)
---------------	----------------

6 評価結果総評(利用者調査結果を含む。)

◇特に良いと思う点

1) 学園の現状を踏まえたBCP(業務継続計画)の策定

BCPとはBusiness Continuity Planの略称でビー・シー・ピーと呼ばれ、日本語では事業継続計画や業務継続計画などと訳されている。

内閣府「事業継続ガイドライン—あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応(令和3年4月改定)」では、以下のとおり定義されている。

「大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン(供給網)の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことを事業継続計画(Business Continuity Plan、BCP)と呼ぶ」としている。

当学園では令和6年(2024年)4月から、障害福祉サービス施設においてBCP(業務継続計画)の策定が義務化されることから「新型コロナウイルス業務継続計画(BCP)」「自然災害発生時における

業務継続計画(BCP)」を策定し、それぞれ、令和4年3月1日、令和4年11月2日を施行日として、既に、運用がされている。

当学園の新型コロナウイルス対策として、「新型コロナウイルス業務継続計画(BCP)」「新型コロナウイルス医療感染基本方針」を定め、「新型コロナウイルス感染症対策会議」で臨機に対応するように体制を整備している。当学園の「安全衛生委員会」では「感染症の予防と発生時などの対応マニュアル」を作成・整備し、定期的な見直しも行っている。日常的な健康管理では手洗いやうがいの励行、ペーパータオルの使用、アルコール液等での手指消毒を実施し感染予防に努めている。また、看護師や支援員で連携を取り、園内の消毒や衛生管理も行っている。インフルエンザや新型コロナの予防接種は希望者全員(利用者・職員)がワクチン接種を受けている。感染症が発生した場合には、適切な医療を受けて静養室で過ごすなど、蔓延防止にも努めている。職員は外部や内部の研修に参加し予防や安全確保に関する知識を蓄え実践している。新型コロナ発生時の園内でのゾーニングも確立されており安心して生活できるようになっている。

新型コロナ禍の中でも可能なものについては職員が新型コロナウイルス感染予防対策を立て、実施している。学園最大イベントである文化祭の「のびろ祭」の一環として「こまくさ教室」の公開講座をWebにより開催し、例年参加していただいている地域住民や在宅の障がい児及び家族への啓蒙活動としてニーズの掘り起こしを行っている。また、外部機関講師による作業療法、外部の経験豊富な専門家を招いての療育相談事業「こまくさ教室」なども新型コロナ予防対策を十分に取りながら年数回開催し、地域の障がい児、支援者が相談できる場を設けている。更に、高等部卒業予定者を対象に地域移行や進路に関わる将来に向けての重要なことについては新型コロナ対策を十分に取り、可能な社会体験や生活体験などを行い地域で生活する力を身につけられるようにしている。

現状、新型コロナウイルス感染予防対策のため限定的な実施となっているが、基本的には見学は随時受け付け、体験入所や一日利用については児童相談所やケア会議などに出向き希望に沿えるかどうか検討し受け入れている。また、新型コロナ感染警戒レベルが下がり面会や交流が可能な時には事前に日時を調整の上、面会場所も定め、利用者の同意のもと家族等との面談を実施している。

学園のある松本市波田町においてはハザードマップ上、水害や土砂崩れの危険が少ないことが想定されることから、特に、大地震を意識した計画を策定している。また、地元の「波田20区町会」と隣接の波田学院とは「災害時協力応援に関する協定」が締結されており相互に連携・協力し合うようになっている。

その「自然災害発生時における業務継続計画(BCP)」の基本方針として「利用者の安全確保」「サービスの継続」「職員の安全確保」の三つを掲げ、また、「推進体制」「優先業務の選定」「研修・訓練の実施」「BCPの検証・見直し」等の具体策も挙げ、まず、業務を中断させないように平常時から準備するとともに、中断した場合でも優先業務を実施するため、あらかじめ検討した方策を立て実践に繋がるようにしている。

更に、「信濃学園災害時、献立表兼備蓄管理表」があり「材料名」「1人の分量」「使用期限」などを記載し、1週間分の食料品、飲料水、必要容器等の詳細も書き加え、実際に倉庫に保管し方が一の時はずり取り出せるようにしている。また、看護師により必要なマスク、手袋、ガウン、医薬品についてリスト化と管理がされており、他に、パット・リハビリパンツ・ショーツ・ペーパータオル等の「衛生用品・日用品リスト」、懐中電灯・防災頭巾・トランシーバー・非常持ち出し袋・担架・車イス・ポータブルトイレ・トイレ処理セット等の「備蓄品リスト」、「建物・設備の被害点検シート」を整備している。いずれも、開設以来の長い年月での経験を裏打ちとして継続的に取り揃えてきたもので、新たに導入するものは少なく、食料品については「期限切れの際の移行食品予定」として期限切れ前に給食やおやつなどに使用し入れ替えを図っている。

障害福祉サービスは、障がい者、その家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、近年、大規模な災害の発生が見られる中、施設・事業所等において災害発生時に適切な対応を行い、その後も利用者に必要なサービスを提供できる体制を構築することが重要であるとされる中、当学園では作成後も安心して継続的に検討・修正することで現状に合わせた内容へと発展させようとしている。

2) 職員間の連携の良さ

当学園としての「さわやか宣言 21」(職員行動指針)の他に「令和4年度信濃学園職員心得」として「職員の目標」と「組織の目標」を定めている。

「職員の目標」では「2つの『0(※注 アルファベットのオー)』を心がけましょう」とし「穏やかに(自分にも相手にも)、思いやり(自分にも相手にも)」を挙げている。また、「組織の目標」では「悪い情報は早く上司に伝えましょう」「忙しいときでも、コミュニケーションを取りましょう」としている。

当学園には大きく総務課と支援課が縦の組織としてあり、横の組織として委員会がある。職員は法人あるいは学園内の委員会に必ず参画しており、この委員会での活動が風通しの良い職場づくりの一端を担っているのではないかとと思われる。また、学園として「運営調整会議」「職員会議」「班長会」などを毎月開催し、組織としての方向性や活動内容などについて意思統一がなされていることから所長、課長を中心に組織全体にマネジメントが行き届き風通しの良い職場風土が構築されている。

一般的に、障がい者・障がい児を含めた福祉サービスでは「施設内連携」が図れていると職員が抱える「困難感」や「ジレンマ」は感じない、「施設内連携」が図れていないと「困難感」や「ジレンマ」を感じるということが示唆されている。このことから、「施設内連携」においては、職員が感じる「困難感」や「ジレンマ」を軽減もしくは解消することが必要であると考えられている。その一つの方法として、職員間でのコミュニケーションや情報共有、実践の振り返り、スキル向上などを十分に行うことのできる場や機会などの職場環境の整備や体制を構築することが重要であると考えられている。

職員インタビューでも「コミュニケーションがとれている」「職場の風通しが良く何かあっても相談できる」「悩みがあった時も上司や同僚に相談しやすい」「自分も後輩から相談を受ける立場と自覚し各相談にも応じている」等の声が聞かれている。

当学園では様々な障がいを抱えた利用者を支援しており、一人ひとりの特性からして子どもの変化を時系列的に正確に把握することや計画の見直しを実態に即し適切に行うために子どもの日々の状況・変化を把握することなどが重要ではないかと思われる。このため、日々の状況や支援内容等は明確に記録しておく必要があり、加えて、臨機応変に動かざるを得ない場面が日常的にあり、これまでに蓄えたノウハウを基に小まめに対応し、職員同士の意思疎通を密に取りチームとしての機能を十分に保ち利用者を支援している。

学園としての人材確保と定着の意味からも職員の就業状況や意向・意見も把握されており、仕事と生活の両立にも配慮がされている。法人として有休休暇や育児休暇の取得の促進、定期的な個別面談の実施などを通じて職員が仕事に対して意欲的に臨めるような環境を整えている。また、法人の「メンタルヘルスケア規程」に沿ったストレスチェックや定期的な健康診断なども行われ心身の健康保持にも取り組んでいる。

近年、障がい児通所支援事業所や障がい児入所支援施設においては利用者の障がいの重度・重複化が進んでいるといわれており、従来に比べ一層きめ細かな対応が求められている。それに伴い、提供するサービスも多様化しており、職員の対応も多岐にわたり高度な内容が要求されてきており、松本ブロック内の他事業所との連携強化や学園内での職員の協力体制が図られ、効率的な運営に繋がられている。

3) 職員の質を高めるための研修と委員会活動

研修委員会を中心に学園としての「令和4年度研修年間スケジュール」が策定されており、学園内研修、法人研修、知的障がい者協会(全国、長野県)研修、自立支援協議会の研修などが計画的に実施されており職員が受講している。また、ここ数年の新型コロナ感染拡大の影響を受けWebでの各種研修が実施されており、職員は必要な研修を漏れなく受講できることから、組織全体として職員の専門性、知識、及び支援手法の均質化と全体のレベルアップが図られている。

学園内研修では特に全員参加を旨に年度の上期・下期のスタート時、ほぼ一日をかけて職員研修をしており、法人の第4次中期構想についての講義や外部講師による講義を受け支援員一人ひとりの専門性の向上や学園全体の支援の質の向上に繋げている。

また、法人のキャリアパス制度に基づき、体系的な教育・研修計画が策定されており、職員は法人の階層別研修、職種別研修等にWebなどで参加し、報告書の回覧等で研修内容や情報を共有している。新型コロナ感染拡大の影響を受け、現在、自粛せざるを得なくなっているが、例年であれば他事業所や施設への派遣・交換研修も法人として実施されており、職員自らが希望する施設・事業所を探し提供するサービスの質の向上に繋げている。職員の自己啓発についての意欲も高く、法人や施設から提供された情報などを選び、自分の時間を割きWeb研修等に参加している。

更に、学園内の委員会活動として危機管理委員会、苦情解決委員会、安全衛生委員会、サービス向上委員会、日中活動検討委員会など11に及ぶ委員会があり、各委員会主催の研修や勉強会を定期的で開催し、なおかつ、運営層からのトップダウンではなくボトムアップとして提案を上げる姿勢も育み、関わる活動を通じてメンバーはリーダー的な視点や思考力、コミュニケーション力なども養っている。

職員はいずれかの委員会に属し、知識や技術を学び、お互いに切磋琢磨し自身の成長へとつなげており、職員一人では到底成し得ないことも相乗効果として結実させ学園内のモチベーションを高め、風通しのよい園内環境づくりに貢献している。

4) 利用者のウェルビーイングの実現に向けた家庭との連携

令和3年9月に厚生労働省より発出された「障害児入所施設の運営指針」では「子どものウェルビーイング (well-being) の実現」が掲げられており、「障害児入所施設は、子どもの発達を支援するための専門的な養育・支援や、保護者・家族が子どもを養育できるようになるための様々な調整を、入所中に各専門職や関係機関と行えるといった、他の施設や支援機関等にはない大きな強みを持つ機関である。子どもの発達支援や家庭養育の準備のための最良の手段として、障害児入所施設を活用することができる」としている。

「well-being (ウェルビーイング)」とは、直訳すると「幸福」「健康」という意味があり、ウェルビーイングの定義においてよく引用されるのが、世界保健機関 (WHO) 憲章の前文の一節で、ウェルビーイングとは、幸福で肉体的、精神的、社会的すべてにおいて満たされた状態をいうとしている。

児童福祉法で定められている「家庭養育優先の原則」では、子どもはまず家庭で暮らせるよう支援される必要があるとされているが、そうしたことが難しい場合も、できるだけ良好な家庭的環境が提供されるべきであるとされている。障害児入所施設では、できるだけ家庭的な環境で子どもを健やかに養育し、これにより子どもの行動上の課題の軽減、社会性の獲得等を目指そうとしている。また、保護者の状況や家庭環境から、すぐの家庭復帰が難しい場合にも、親子の関係性が薄れたりなくなったりしないよう、親子関係の再構築を支援するとともに、子どもの家庭復帰に向けた支援を常に念頭に置き検討を加えようとしている。

当学園には子どもの発達を支援するための様々なスキルをもった職員がおり、日常生活の支援や個別療育、専門的な学びを通じて得られた、子どもたちのウェルビーイングの実現に直結するノウハウを蓄積している。また、各圏域の児童相談所や障がい者総合支援センター、養護学校など、地域の関係機関との連携体制も強固である。こうした強みを十分に発揮し、利用者の入所中に利用者のみならず保護者にも適切な支援を行える点は、他の施設や支援機関にはない大きな強みであり、利用者の発達支援や家庭養育の準備のための最良の手段として、障害児入所施設が有効に活用されているのではないかと思われる。

当学園では利用者の意思を尊重し、地域生活への移行に向けた支援を継続的に実施しており、各圏域の児童相談所や障がい者総合支援センター、養護学校などと連携し、受け皿となる地域の社会資源に関する情報を交換し合っており、令和3年度には18歳以上の利用者や高等部卒業の利用者の地域生活移行が実現し、具体的な生活環境への配慮や支援が行われている。

新型コロナ禍の中、例年実施している保護者会は自粛しているが、意見の取りまとめは保護者代表にお願いしている。各家族には、毎年「保護者満足度調査」を実施し、アンケートで意見収集を行い、要望等を運営に活かしている。コロナ感染拡大警戒レベルが下がり面会や交流が可能な時には事前に日時を調整の上、面会場所も定め、利用者の同意のもと実施している。また、家族の希望に沿い、個別懇談会や家庭訪問を実施し、意見・要望等を聞いている。更に、「なないろ通信」を年3回発行し、利用者一人ひとりの学園での生活や成長などの様子も知らせている。

子どものウェルビーイング (well-being) の保障も、障害児入所施設の極めて重要な社会的役割と言え、利用者は様々な理由で入所し、障がい種別・程度や特性も多様である。当学園では利用者が地域で暮らしていくために、保護者・家族への包括的な支援を行いつつ、利用者への適切な支援で地域での生活や家庭生活への礎を築き、家族が日々の養育を営むことができるよう最大限の支援に努めている。

◇改善する必要があると思う点

1) 更なる家庭的な居住環境への改善・整備

県内唯一の福祉型障害児入所施設として現地に移転新築してから38年が経過しており施設の老朽化については避けようがなく、令和3年度においても食堂棟の改修工事以外の改修についての経費は法人として捻出し、職員の努力により補修できる箇所は自助努力で行っている部分も多く見受けられる。

障害児入所施設については、「子どもが育つ環境を整える子どもの施設」「子ども本人が望む暮らしを保障する施設」といった幼児期からの子どもの育ち、発達に係る基本的な観点から、より家庭に近い生活環境、少人数の生活の場、普通の暮らしの環境、一人ひとりに配慮した生活環境とすべきではないかといわれている。

また、障害児入所施設についても社会的養護施設同様、様々な理由で家庭から離れて暮らさざるを得ない子どもたちの豊かな成長・発達を支えるために、現行の大舎制から小規模グループケアへの移行をすすめ、障害児グループホームの制度化、障害児にも対応できるファミリーホームや里親の育成等を行い、「子どもが安心して育ついい暮らし」を実現しようとする流れがあり、更に、重度・重複障害、行動障害、発達障害、被虐待児、思春期への対応等、多様な状態像の子どもに対応するハード面の整備や専門性のある人材の育成、療育技術の向上などの課題があるといわれている。

当学園ではユニット(寮舎)制に既に取り組んでおり、利用者が楽しく穏やかに食事ができるようにユニットごとでの提供に努めており、新型コロナウイルスの影響を受け現状では自粛せざるを得なくなっているが、寮毎の活動やグループ外出、季節の行事など、ソフト面での家庭的な支援も既に実施しており、今後、施設の改修・整備をされるような機会があるようであれば、ハード面でより家庭に近い生活環境に向けて検討されていくことを期待したい。

7 事業評価の結果（詳細）と講評

共通項目の評価対象Ⅰ福祉サービスの基本方針と組織及び評価対象Ⅱ組織の運営管理並びに評価対象Ⅲ適切な福祉サービスの実施（別添1）、内容評価項目のA-1利用者の尊重と権利擁護、A-2生活支援（別添2）

8 利用者調査の結果

長野県福祉サービス第三者評価事業評価結果取扱要領第2条第1項の規定により、有効回答者数が10人未満のため、非公開とします。

9 第三者評価結果に対する福祉サービス事業者のコメント

（令和 5年 1月12日記載）

信濃学園（以下「学園」という。）は、「県下唯一の知的障がいを中心とする福祉型障害児入所施設である。」という社会的役割を認識し、利用者の人権の尊重と権利擁護を前提に、生活の充実と更なる福祉サービスの向上を図るとともに、地域の社会資源としての一翼を担うことができるよう努めて、地域との連権を深め・強化し、地域に愛される開かれた施設づくりを目指しています。

学園は、昭和26年に長野県の施設として設立されましたが、平成23年度からは社会福祉法人長野県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）が長野県からの指定管理により運営を行っております。運営主体は変わりましたが、県有施設としての役割を継承し、かつ、利用者の皆様がいつでも生活の主役であるために、事業団の理念「誰もが笑顔で輝く社会を創造します」や学園の「さわやか宣言21（職員行動指針）」に基づき、利用者の将来を見据えた支援の充実を、さらに進めてまいります。

第三者評価は、学園として6回目の受審となりました。多くの部門で高い評価をいただきましたことは、大変うれしく、また、日々の支援・業務の積み重ねの賜であると職員に感謝します。しかしながら、改善の余地がある項目もありましたので、直ちに職員全体で検討を行ってまいります。

最後になりますが、今回の評価結果につきましては、保護者や学園の外部委員等の皆様にお示しして、開かれた学園運営を進めるとともに、これまで以上に利用者、保護者や地域の方々から愛され・信頼される施設づくりを迫ってまいります。